

- イ、財産税を設定せよ。
- ロ、土地増價税を設定せよ。
- ハ、資本金子税と相続税とを高率累進的に賦課せよ。

- ニ、不勞利得税を設定せよ。
- ホ、砂糖消費税を廢止せよ。
- ヘ、生活必需品の關稅を廢止せよ。

- 二、地方税
 - イ、特別地税を廢止せよ。
 - ロ、府縣營業税(湯屋、理髮業、税等)を廢止せよ。

- ハ、雜種税(自轉車税、荷車税、牛馬車税等)を廢止せよ。

- ニ、家屋税免稅點を設定せよ。
- ホ、財産所得稅附加稅率を増大せよ。
- ヘ、戸數制を廢止せよ。

八、重要産業及び金融の社會化

- イ、交通機關、電氣、瓦斯、水道等を公營せよ。
- ロ、中央卸賣市場を公營せよ。
- ハ、中央銀行を國營せよ。
- ニ、公營庶民銀行を新設せよ。

九、土地制度の改革

- イ、都市住宅地を公有せよ。
- ロ、官公有地の拂下を禁止せよ。

十、勞働立法の完成

- イ、八時間勞働制を實施せよ。
- ロ、團結權、罷業權を確立せよ。
- ハ、最低賃銀法を制定せよ。
- ニ、健康保險法、工場法、鑛山法、船員法、船舶職員法を改正せよ。
- ホ、土木、建築、漁業、交通その他屋外勞働者保護法を制定せよ。

- ヘ、國際勞働條約を實施せよ。

十一、農民政策の確立

- イ、完全なる小作法を制定せよ。
- ロ、耕作權(耕地不當明渡しの禁止、立毛差押の禁止)を確立せよ。
- ハ、最高小作料を決定せよ。
- ニ、爭議權を確立せよ。
- ホ、團結權を確保せよ。
- ヘ、耕作者階級の金融を充實せよ。
- ト、産業組合、農會、農業倉庫を耕作者本位とせよ。

九、農業保險制の確立

- イ、農業保險制を確立せよ。
- ロ、肥料農具を國營せよ。
- ス、農村電化を促進せよ。

十二、糧食生活者保護法の制定

- イ、八時間勤務制を確立せよ。
- ロ、退職手當を公定せよ。
- ハ、公休制を確立せよ。

十三、教育の根本的改革

- イ、義務教育費を全額公費制とせよ。
- ロ、農民學校、勞働學校を公費制とせよ。
- ハ、夜間中等學校を普及し公費制とせよ。
- ニ、小學校教員の俸給を増額せよ。
- ホ、國定教科書編纂委員會に民衆代表を參加せしめよ。

十四、社會施設の徹底

- イ、疾病、養老、災害に關する社會保險法を制定せよ。
- ロ、小住宅地域の衛生保險施設を完成せよ。
- ハ、托兒所を公營普及せよ。
- ニ、醫藥救療事業を公營せよ。

十五、失業救済の徹底

- イ、失業救済のため土木、建築、植林開墾事業を起工公營せよ。
- ロ、失業保險制を設定せよ。
- ハ、勞働者並に下級俸給生活者管理の職業紹介所を新設普及せよ。

十六、裁判制度の改革

- イ、冤罪者に對する國家賠償を認めよ。
- ロ、陪審員選舉の納稅資格を撤廢せよ。
- ハ、死刑を廢止せよ。
- ニ、秘密審理の豫審制を廢止せよ。
- ホ、無産者に對する訴訟救助制を確立せよ。

十七、女子に對する經濟的差別的撤廢

- イ、男女同一勞働に對し同一賃銀を支拂へ。
- ロ、子持寡婦の扶助法を制定せよ。
- ハ、人身賣買に依る娼婦制を廢止せよ。
- ニ、女工の夜業制を廢止せよ。
- ホ、親族法、相続法を徹底的に改正せよ。
- ヘ、妻に相続權を與へよ。